

○消防用設備等（特殊消防用設備等）点検に関する取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第36条第2項第2号に基づき、消防長が指定する防火対象物を定めるとともに予防事務の合理化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 点検有資格者 令第36条第2項第2号の規定により消防長が指定する防火対象物に設置された消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定により点検させなければならない消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を行う消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者をいう。
- (2) 点検結果報告書 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6第5項に規定する報告書をいう。
- (3) 関係者 防火対象物の所有者、管理者若しくは占有者又は点検結果報告書の提出者をいう。

（点検有資格者による点検対象の指定）

第3条 令第36条第2項第2号の規定に基づき、点検有資格者に点検させなければならない防火対象物として、消防長が指定するものは、令別表第1（5）項口、（7）項、（8）項、（9）項口、（10）項から（15）項まで、（16）項口、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のものとする。

（点検結果報告書の提出等）

第4条 点検結果報告書の提出については、郵送により行うことができるものとする。この場合において、消防長は、郵送時における紛失等による一切の責任を負わないものとする。

2 郵送による点検結果報告書の提出に要する費用は、関係者の負担とする。

3 点検結果報告書の副本の返却は、原則として関係者が来庁して行うものとする。ただし、通信指導等により返却の必要がなくなったときは、この限りでない。

（点検結果報告書の不備等）

第5条 消防長は、関係者から点検結果報告書を受理した場合は、点検結果に不備欠陥事項がある場合に限り、消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果改善報告（計画）書（第1号様式。以下「改善報告書」という。）により改善の報告を求めるものとする。

2 消防長は、持参による点検結果報告書を受理した場合で、当該報告書に訂正があるときは、関係者に訂正させ、及び経過欄等に関係者の事業所名等、氏名及び連絡先を記入のうえ、当該関係者を明らかにするよう努めなければならない。

3 消防長は、郵送による点検結果報告書を受理した場合で、当該報告書に訂正があるときは、前項のとおり事務処理をする旨に関係者に指導するとともに、正本及び副本に受

付印を押印し、受理した年月日を明らかにし、訂正内容を正本に明示したうえで正本及び副本を相手方に郵送し、訂正後の正本及び副本を当方に再郵送させ、訂正後の点検結果報告書を確認のうえ、副本を相手方に郵送するものとする。

（消防用設備等点検結果改善指導書の交付）

第6条 消防長は、前条第1項の改善報告書の提出が、おおむね3か月以内に行われないときは、消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果改善指導書（第2号様式。以下「改善指導書」という。）を交付することができる。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づき設置された防火戸及び排煙設備等の設備については、この限りでない。

2 予防課長は、前項の改善指導書による改善報告書の提出がされないとき、当該防火対象物の火災予防査察を計画することができる。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果改善報告（計画）書

年 月 日

大府市消防長 殿

届出者 住 所（所在地）

名 称

代表者職及び氏名

年 月 日付で消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書にて報告いたしました不備欠陥事項について改善（計画）いたしましたので、下記のとおり報告します。

記

防火対象物名称：_____

不 備 欠 陥 事 項	改 善 （ 予 定 ） 内 容	改 善 （ 予 定 ） 期 日

受 付		備 考	
--------	--	--------	--

第 2 号様式（第 6 条関係）

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果改善指導書

第 号
年 月 日

住 所（所在地）
名 称
代表者職及び氏名 様

大府市消防長 印

年 月 日付けで報告されました消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書については、下記の防火対象物の●印の消防用設備等又は特殊消防用設備等に不備欠陥事項が認められますので、速やかに改善するよう指導します。

記

防火対象物名称：

	消火器		消防機関へ通報する火災報知設備
	屋内消火栓設備		粉末消火設備
	屋外消火栓設備		動力消防ポンプ設備
	スプリンクラー設備		連結送水管
	自動火災報知設備		非常電源（ ）
	非常警報設備		消防用水
	非常放送設備		パッケージ型消火設備
	誘導灯及び誘導標識		
	避難器具		
備 考 ※ 改善が完了した場合又は改善計画ができた場合は、別添の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果改善報告（計画）書を 年 月 日までに提出してください。 なお、消防法第 17 条の 14 の着工届出を必要とする工事については、その旨の届出をし、検査を受けること。 ※ 内容事項に疑義がある場合は、大府市消防本部（所管課名）まで連絡してください。			